

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和6年7月1日
美浜町長

市町村名 (市町村コード)	美浜町 (234460)
地域名 (地域内農業集落名)	美浜東部 (矢梨地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

【現状】 ・担い手の不足、高齢化 ・地元の担い手で耕作できない畑は法人が耕作をしている。 ・野犬が出没する。 ・一部の農地が粘土質で土質が悪く、雨の後は水がひどく入れなくなる。 ・圃場内は耕作しやすい田畑のため、外部からの耕作者にも受け入れてもらえる農地が多い。 ・多面的機能交付金の補助額で現状を維持していくことが難しい。 ・ポンプが大きすぎるため小さいポンプに更新をしたい。 【課題】 ・担い手の確保、育成 ・ポンプ場、畑管の更新 ・集約を行い外部からの担い手(法人含む)に集積を促進する。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

耕作者の高齢化が進み、担い手が不足していくことが懸念されるため、集約化を進め農作業の効率をあげる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	89.89 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44.39 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

土地改良により整備した農用地区域を将来にわたり有効活用する区域とし状況把握に務め、担い手の作業効率を上げるために集約を図る。その他の地域にある農地については地域で慎重に協議を進めながら農業上利用ができる農地は集積し、耕作が困難な農地については適切な保全・管理をする地域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
耕作放棄地を把握し、解消を計画的に行い、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
将来の経営農地の集約化を目指し、農地中間管理事業を活用し農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
土壌条件が悪く雨が降ると一週間程度入れない畑があるので対策をしたい。土地改良施設の老朽化と維持管理費に苦慮しているため、継続的な補修活動、更新も含めコスト削減ができるよう検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
少子高齢化が進み、地域内での担い手不足の解消は困難なため他地区からの担い手の受け入れ、育成体制を整える。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスは現在利用していないため、地域全体で保全管理に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑦個々で行っている草刈りや泥上げについて、継続的な維持管理の実施体制を構築し、作業時間の短縮を図る。

⑨担い手の確保、育成の体制を整える。